

子 発 0308 第 1 号
令 和 3 年 3 月 8 日

各
都 道 府 県 知 事
指 定 都 市 市 長
中 核 市 市 長
児 童 相 談 所 設 置 市 市 長
殿

厚生労働省子ども家庭局長
(公 印 省 略)

「「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金
について」通知の施行について」の一部改正について

標記については、平成11年4月30日児発第416号厚生省児童家庭局長通知「「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」通知の施行について」により行われているところであるが、今般、その一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、令和2年4月分の支弁から適用することとしたので通知する。